



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月12日(土) 号外(第5号)

目次

告 示		ページ
○災害救助法の適用(危機管理室)		2
○同		2

■ 告 示

◎群馬県告示第162号

令和元年台風第19号に伴う災害について、次のとおり災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用した。

- 1 法適用日 令和元年10月12日
- 2 適用地域 前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、みなかみ町、千代田町及び邑楽町

令和元年10月12日

群馬県知事 山本 一 太

◎群馬県告示第163号

令和元年台風第19号に伴う災害について、災害救助法(昭和22年法律第118号)第13条第1項の規定により、群馬県知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を令和元年10月12日から前橋市長、高崎市長、桐生市長、太田市長、沼田市長、館林市長、渋川市長、藤岡市長、富岡市長、安中市長、みどり市長、吉岡町長、上野村長、神流町長、下仁田町長、南牧村長、甘楽町長、中之条町長、長野原町長、嬭恋村長、草津町長、高山村長、東吾妻町長、みなかみ町長、千代田町長及び邑楽町長(計26市町村長)が行うこととした。

令和元年10月12日

群馬県知事 山本 一 太

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111